



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第36号 令和3年9月4日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
591	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第五百九十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 エチルニ・「一・（五・フルオロペンチル）・一H・インドール・三・カルボキサミド」・三・メチルブタノアート（通称 五F・EMB・PIC A又はEMB・二二〇一）及びその塩類
- 2 化学名 ニ・（メチルアミノ）・一・（チオフェン・ニ・イル）プロパン・一・オン（通称 ニ・Thiothione又は k・MPA）及びその塩類
- 3 化学名 ニ・シクロヘキシル・一・フェニル・ニ・（ピロリジン・一・イル）エタン・一・オン（通称 ・PCYP）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和三年九月四日